

奈良県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体から同法第六条第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月十日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

（政党の支部）

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
維新の党奈良県総支部	政治団体の名称	維新の党奈良県総支部	日本維新の会奈良県総支部	平成二十六年九月二十五日
維新の党衆議院奈良県第3選挙区支部	政治団体の名称	維新の党衆議院奈良県第3選挙区支部	日本維新の会衆議院奈良県第3選挙区支部	平成二十六年九月二十六日